

第4次大野城市人権教育・啓発基本指針【概要版】

第1章

はじめに

趣旨と経緯

豊かな人権文化のまちづくりをめざし、より総合的かつ効果的な人権教育・啓発を推進していくために、第1次を平成22年3月に策定し、第3次まで改定を重ねてきたもの。本指針は、市民意識調査等を実施しながら、5年ごとの見直しを行うことが定められており、令和6年8月に実施した大野城市人権問題市民意識調査の結果を受け、今回、改定を行うもの。

指針の性格

- 市民一人一人が人権を尊び、部落差別をはじめ、障がい、性別、性自認、性的指向、人種、国籍、民族、年齢等を理由とする差別及びいじめ、虐待、ハラスメント等の人権侵害を解消するとともに、心豊かな社会の実現をめざしていくための方向性を示すもの。
- 「人権が尊重される社会づくりの担い手は、地域住民である」との理念のもとに、大野城市における人権教育・啓発の基本的な方針を示すもの。

指針の期間

令和8年度から令和12年度(5年間)

第2章

総合的施策の推進

あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発を進めていくうえで、就学前施設、学校、家庭、地域、企業(職場)のそれぞれの場における、取り組むべき課題や果たすべき役割を示したもの。

人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進

総合的に取り組むべき3つの課題(教育・啓発活動の推進、人材の育成と活用の充実、情報提供の充実及び強化)に関して、取り組みの方向性を示したもの。

第3章

分野別施策の推進

様々な人権課題についての、現状、市の取組と課題、今後の方向性などについて示したもの。 ※第4次基本指針より、課題横断的な人権課題に対する取組を追加

同和問題
(部落差別)

女性に関する
問題

子どもに関する
問題

高齢者に関する
問題

障がいのある人に関する
問題

外国人に関する
問題

働く人に関する
問題

様々な人権
問題

課題横断的な
人権課題

第4章

推進体制等

全庁的な推進体制

庁内の関係部局がそれぞれ緊密な連携を図りながら、計画的に人権教育及び啓発を推進していく。

国・県・関係団体等との連携

取組を実効あるものとするために、国、県、近隣市町と連携し、より効果的な人権教育及び啓発を推進していく。人権教育及び啓発の推進にあたって、市民や企業の参加・協力が得られるよう、相談体制を充実させ、分かりやすい情報の提供や公開に努める。

点検と見直し

社会情勢の変化等に的確に応えるため、実施計画において「各事業の目標値」を設定し、毎年の進捗確認を行う。5年に一度実施する市民意識調査において「全体の目標値」の達成状況と事業効果を確認し、その結果を次期基本指針及び実施計画の策定に反映していく。